

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律の施行規程

昭和48年4月14日

告示第7号

改正 昭和51年4月1日 告示第5号

平成9年3月21日 告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年度法律第149号。以下「法」という。)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(昭和43年通商産業省令第14号。以下「規則」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の許可に対する消防長の意見書)

第2条 法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者が消防長に意見書の交付を申請する場合には、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 意見書交付申請書(様式第1号)
- (2) 液化石油ガス販売事業許可申請書写し
- (3) 販売施設の位置(他の施設との関係位置を含む)及び付近の状況を示す図面
- (4) 事業計画書(規則第3条第2項第2号に定める事業計画書から資金計画の部分を除いたもの。)
- (5) 防火管理の計画書

(販売施設の変更許可に対する消防長の意見書)

第3条 法第8条第1項の規定による変更許可を受けようとする者が、消防長に意見書の交付を申請する場合には、次の各号の書類を提出しなければならない

- (1) 意見書交付申請書(様式第1号)
- (2) 液化石油ガス販売事業許可申請書写し
- (3) 販売所を新設しようとする場合にあつては、第2条第3号から第5号までの書類
- (4) 販売所を新設しない場合であつては、第2条第3号の書類

第4条 第2条及び第3条による意見書の交付申請があつた場合は、消防長は様式第2号による意見書を交付するものとする。

附 則

この規程は、昭和48年4月14日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日告示第5号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日告示第21号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に使用している様式は、この告示の施行後も、当分の間、使用することができる。

様式第1号

意見書交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	平成 年 月 日
× 交付年月日	平成 年 月 日
× 交付番号	

様

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可を受けたいので、同法第3条第3項に定める意見書を交付されたく、関係書類を添えて申請いたします。

様式第2号

意見書

交付番号

平成 年 月 日

通商産業大臣
(許可権者) 様
又は知事

大船渡地区消防組合消防長

㊟

平成 年 月 日づけで(申請者氏名)から液化石油ガス販売事業の許可を受けるため、意見をもとめてきたが、これについての意見は次のとおりである。

記

1

2

3